

【契機】 事業者による環境管理体制における不適正事案の発生

- ◇環境基準を上回る有害物質を長期間排出
- ◇有害物質測定データの改ざん・隠蔽

実効性のある環境管理体制の在り方の再点検の必要性



「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」

(座長:石谷 久 慶應義塾大学大学院教授)

環境省及び経済産業省は平成18年6月から7回にわたって検討会を開催し、平成19年3月に「事業者向け公害防止ガイドライン」をとりまとめ

ガイドラインは、公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針を示すもので、具体的方策を以下の取組から構成

- ①工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組
- ②全社的な公害防止に関する環境管理への取組
- ③従業員教育の取組
- ④利害関係者とのコミュニケーションへの取組



「公害防止ガイドラインフォローアップ会合」

(座長:石谷 久 慶應義塾大学大学院教授)

◎公害防止ガイドラインを踏まえた事業者及び産業界の取組状況を定期的に把握し、取組状況に関する評価を行い、その結果を公表すること等により、産業界の公害防止に関する自主的な取組を更に促進する。(年1回程度開催)

◇平成19年11月、平成20年3月、平成21年3月に開催